

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持向上に関する課題

(1) 歴史的建造物等周辺のまちなみに関する課題

本町においては、塔頭寺院等が建ち並び、商家や民家等も軒を連ねている寺内町特有の歴史を感じさせる高野山地区のみならず、周辺の山村集落においても、歴史的風致が展開されている。

人口減少や高齢社会が進展する中、高野町内において、空き家の発生や空き地化が見られ、その現象は、高野山固有の歴史を感じさせる高野山地区においても生じており、景観の変容につながるおそれがある。

歴史的建造物（文化財指定を受けた建造物及び未指定の歴史的に価値の高い建造物）の周辺においては、電線の地中化を進めているが、埋設できていない箇所が散見され、また、風情を感じられない照明により、まちなみの魅力を減退させる要因となっている。



電線類、街灯（町道弁天通り）

一部町道では、道路の美装化に取り組んでいるが、周辺道路の美装化等、整備が十分に行われていない場所も見受けられる。

また、町内を流れる水路においては、コンクリート護岸整備の地点も見られ、景観面や「憩いの場」としての利用に配慮されていないところがある。

(2) 歴史的建造物等の保存・活用に関する課題

高野町の歴史的風致を構成する重要な要素である歴史的建造物が多数存在しており、今日まで受け継がれていることで霊場高野山としての雰囲気醸し出している。

しかし、歴史的建造物の修理や修復には、多額の費用及び多大な人的資源を要することから、維持保全が追いついていないところがある。

未指定文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないために、維持管理が行われないうまま老朽化が進んでいる。

歴史的建造物の中には、例えば金輪塔等、耐震診断が未実施のものや、耐震補強を要するものも認められ、公開や活用に十分に対応できていない点も見受けられる。

また、歴史的風致に関係する文化財等の調査が進んでおらず、その実態が把握できていないところもある。

さらに、文化財保護等に関するマスタープランが策定されておらず、地域づくりに文化財を十分に活用できていない。

(3) 歴史文化を生かした観光振興等に関する課題

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産が所在する高野町にとって、歴史的風致は町の魅力であるとともに、重要な観光資源として位置づけられている。しかし、高野町の観光は、壇上伽藍、奥之院等がある高野山地区に特化しており、高野町が有する多様な魅力を参詣客及び観光客が体験し、満喫するに至っていない。

本町及び観光協会等の団体が実施する各種情報等を町内外の誰もが入手しやすい発信拠点及び方法が十分でない。

加えて、観光シーズンにはマイカー、観光バス、路線バス等が行き交うため、慢性的に交通渋滞が発生している。高野山上の駐車場は不足しがちである一方、郊外の駐車場は利用低調なため、不均衡が生じている。交通渋滞により良好な景観が阻害されるおそれがある。

また、動線が確保されていないことにより、歴史的なまちなみや歴史的建造物等を周遊・散策する環境整備が十分とはいえ、移動や回遊性が制約されており、もてなし機能やまちなみ体感を推進するための拠点整備が不十分である。

さらに、高野参詣道や高野山上等における分岐点、結節点がわかりやすい案内誘導看板と歴史文化を理解するための解説板が不足している。案内誘導看板等については、デザイン面で統一感が見られないところがある。



高野山上の渋滞



様々なデザインの看板

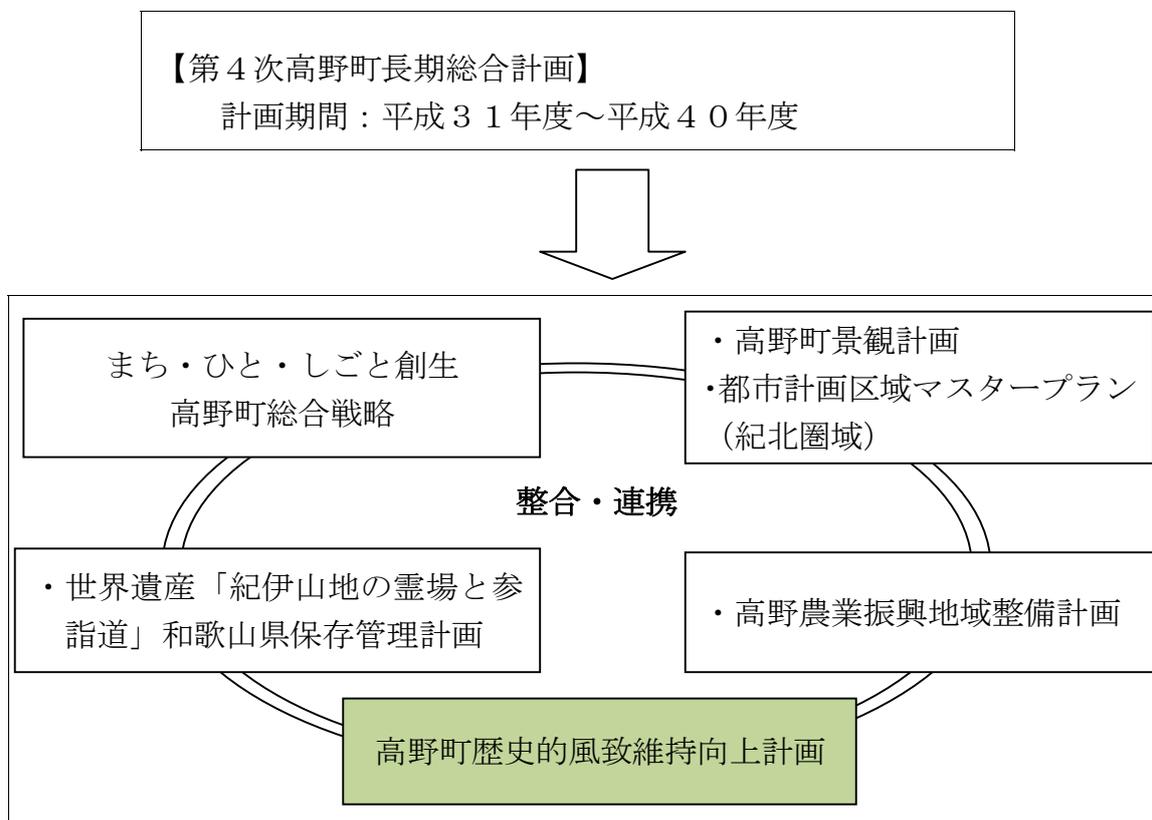
(4) 歴史と文化を守り伝える人々の活動に関する課題

高野町においては、古代から伝統的な仏教行事が継承されるとともに、町内の各地域では祭礼行事や伝統的技術などが地域住民により受け継がれているが、少子高齢化及び若年層の転出による人口減少のため、地域集落の維持機能が弱まり、祭礼行事・伝統的技術の担い手の確保が難しくなりつつあり、祭礼行事や伝統的技術の中には、次の世代へ継承されず、途絶えるおそれがあるものがある。地域の歴史的資源の保全や伝統文化の継承に取り組む各種団体等に対する支援が十分でない。

2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性

本計画は、第4次高野町長期総合計画を上位計画に位置づけている。

歴史的風致の維持向上にあたっては、景観、観光、世界遺産保存管理、農業振興等の関連施策との整合、連携が重要であることから、これら関連分野の既存計画と整合を図る。



(1) 第4次高野町長期総合計画

第4次高野町長期総合計画は、人口減少及び少子高齢化の進行など本町を取り巻く状況が刻々と変化する中で、住民と町がお互いに協働しながら、よりよいまちづくりを進めていくための指針として平成30年（2018）度に策定する。

■計画期間 平成31年(2019)度～平成40年（2028）度

■まちの将来像

『歴史と文化を守り 交流が育む明るい未来 心のふるさと 高野町』

■基本目標

- 1 一人ひとりが輝き支え合う活力あるまちづくり
- 2 人を育むまちづくり
- 3 産業の活力創出に取り組むまちづくり
- 4 安全で安心な生活を実現するまちづくり
- 5 豊かな自然、歴史、文化を守り活かすまちづくり
- 6 効率的な行政運営と財政の確保

■歴史的風致に関連が高い基本施策項目

- 1 一人ひとりが輝き支え合う活力あるまちづくり
 - ・過疎対策支援
- 2 人を育むまちづくり
 - ・社会教育の充実推進
- 3 産業の活力創出に取り組むまちづくり
 - ・農業の振興
 - ・林業の振興
 - ・商工業の振興
 - ・また来てみたい魅力づくり
- 4 安全で安心な生活を実現するまちづくり
 - ・住みよい住環境の整備
 - ・道路、交通の整備
 - ・情報通信技術の利活用促進
- 5 豊かな自然、歴史、文化を守り活かすまちづくり
 - ・文化財等地域資源の継承
 - ・世界遺産の保全と活用
 - ・景観の維持、形成
 - ・交流の促進

(2) まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略

平成28年(2016)3月に高野町地方創生推進委員会に諮り、同月にまち・ひと・しごと創生高野町総合戦略を策定した。

■計画期間 平成27年(2015)度～平成31年(2019)度

■基本目標

- 1 地域資源を活かした産業振興と雇用を創出する
- 2 観光産業を活かした「住んでよし、訪れてよし」のまちをつくる
- 3 希望に応じて結婚、出産、子育てができる環境を創出する
- 4 高野山を中心とした周辺集落との連携による魅力ある地域の創出と、安心安全な暮らしを守る

■目指すまちの姿

当町は、人と自然を大切にし、周囲の環境に感謝する心を育む町であり続けるために、「宗教と環境、道徳のまち」をコンセプトにまちづくりを進めている。そのためには、誰もが健やかで生き生きとした幸せを実感できるまちを目指し、町民本位の魅力ある町を作っていく必要がある。

また、1200年の密教文化が息づく悠久の聖地・高野山の文化・伝統・自然環境は、ここに住む町民のみならず、訪れる人々に安らぎと感動を与え、明日への活力と希望を湧き立たせる場所である。

地理的条件などから、高野町は様々な商品やサービスに対する利便性が相対的に低いものの、モノの豊かさばかりを追求するのではなく、心の豊かさを高め、世界に誇れる豊かな町を目指す。

■歴史的風致に関連が高い基本施策項目

- 1 地域資源を活かした産業振興と雇用を創出する
 - ・地産地消の推進と農林業の活性化支援
 - ・高野山の文化を継承するための職人・人材の養成支援
 - ・新産業の開発により新たな雇用を確保
- 2 観光産業を活かした「住んでよし、訪れてよし」のまちをつくる。
 - ・地域資源を活用した交流人口の拡大
 - ・観光案内機能、情報発信機能の強化
 - ・着地型観光、広域観光連携事業の推進
 - ・インバウンド観光の推進
 - ・観光産業の環境整備
 - ・地域資源を活用した景観づくり

・文化財、史跡の保全と活用

4 高野山を中心とした周辺集落との連携による魅力ある地域の創出と、安心安全な暮らしを守る

- ・交通インフラ、情報インフラの充実
- ・地域の自主的な防災体制の育成
- ・災害情報等の周知体制の整備

序

章

第

1

章

第

2

章

第

3

章

第

4

章

第

5

章

第

6

章

第

7

章

第

8

章

(3) 高野町景観計画

高野町では、平成14年(2002)3月に町独自の「高野町の歴史と文化を活かした街並景観及び自然景観に関する条例」を制定し、町全体の景観づくりに取り組んできた。景観法(平成16年法律第110号)が施行されてから、平成20年(2008)1月に和歌山県内の市町村で中核市である和歌山市を除き、初の景観行政団体となり、平成20年(2008)12月に高野町景観条例を制定し、平成21年(2009)3月に高野町景観計画を策定した。

■目的

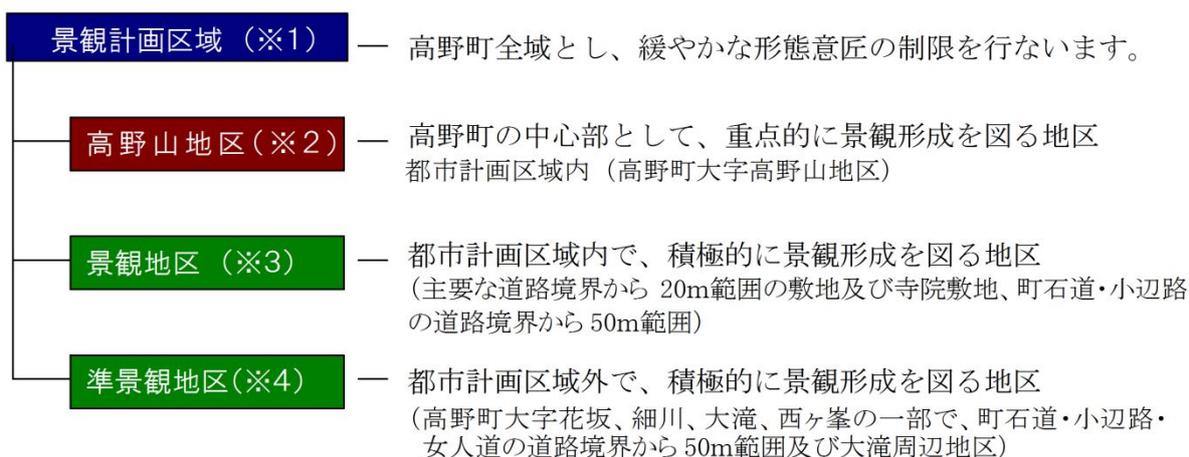
高野山は弘法大師が真言密教の道場として開創された伝統と歴史あるまちであり、聖と俗を隔てる境界に幾重にも包まれている。都市から遠く高く離れ、山々に囲まれる町そのものがひとつの聖域をなしており、そこに様々な景観が現れる。高野町民はその歴史、文化を受け継ぐまちなみを守り、美しい景観をつくっていく。

■良好な景観の形成に関する方針

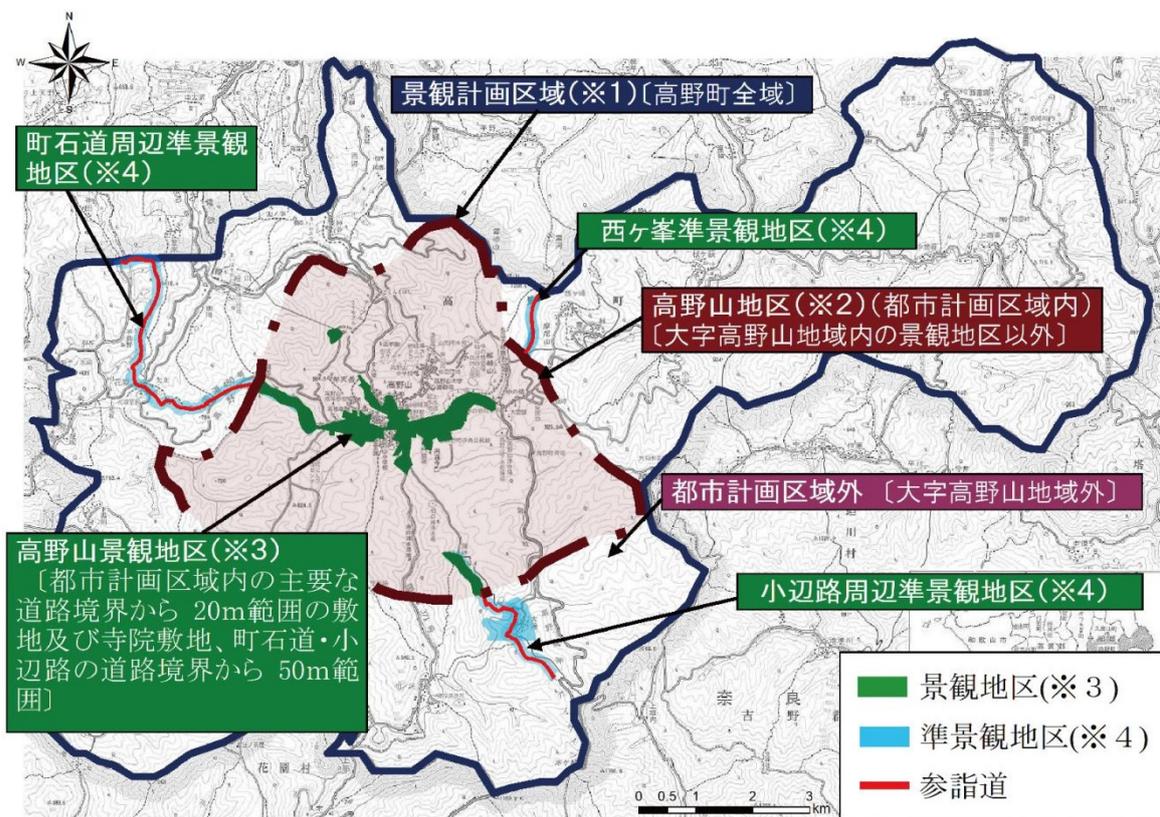
- ・高野町には伝統的な日本建築をつくる。
- ・高野山の伝統的なかたちや材料を基本とする。
- ・建物や工作物の形状・色彩を周辺環境に調和させる。
- ・景観を損なうものをなるべく表に出さないようにする。
- ・新しい技術や材料の導入にあたり、周りの風景と調和させる。

■景観計画区域

高野町は豊かな自然と歴史、文化を次世代へ引き継ぐため美しい景観を守り育てていくために、景観計画の区域を高野町全域とする。



主要な道路・・・景観地区内及び準景観区域内の国道371号、県道高野天川線、町道五ノ室線、町道大門玉川線、町道深山1号線、町道弁天通2号線、町道大滝1号線、町道鶯谷線、町道高野相ノ浦線及び町石道、小辺路、女人道。



資料：高野町景観計画区域図を加工

■高野町景観計画区域図

■景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

1 景観重要建造物の指定

高野町の景観を特徴づける建造物で、道路沿いその他の公共の場所から公衆によって容易に望見される以下のものを景観重要建造物として指定する。



虎屋薬局 (H21.3.16 指定景観重要建造物)

- ①高野町の歴史ある街並みを伝承している公共公益施設や寺社仏閣又は民間の建築物で、これを保全する価値を有するもの。
- ②古来より山岳霊場として栄えてきた聖地高野山において、高野町や世界各地の人々の信仰をあらわす寺社仏閣等で、これを保全する価値を有するもの。

2 景観重要樹木の指定

高野町の景観を特徴づける樹木で、道路沿いその他の公共の場所から公衆によって容易に望見される以下のものを景観重要樹木として指定する。

- ①樹齢を重ねた樹木で、地域のシンボルとなっており、広く町民に親しまれているもの。
- ②地域の景観形成を図る上で、重要な位置にあるもの。

序
章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章

■歴史的風致に直接関係する基本的な考え方

- ・建物や工作物の形状・色彩を周辺環境との調和を図る。
- ・景観を損なうものをなるべく表に出さない。
- ・新しい技術や材料の導入にあたって、周りの風景との調和を図る。
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木を指定する。

(4) 都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）

高野町では、町独自の都市計画マスタープランを策定していない。従って、和歌山県が策定した都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）を関連する計画に置く。

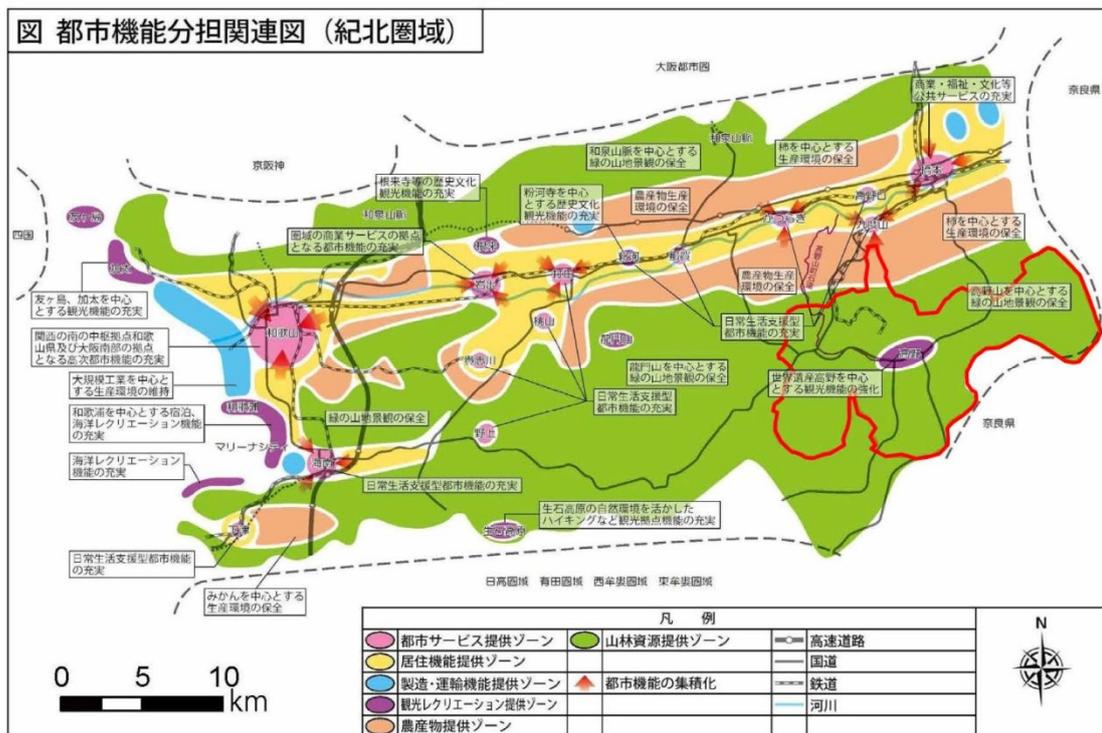
都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）は都市計画法第6条の2に規定する「都市計画区域の整備、開発及び方針」として、平成27年（2015）5月に策定された和歌山県における都市計画施策の基本方針を示した計画である。本計画は、紀北圏域を対象としており、都市計画区域以外についてもまちづくりの方針を示している。

■都市づくりの基本理念

きのくにらしい持続可能なまちづくり

<持続可能なまちづくりの5つの条件>

- 1 集約拠点ネットワーク型のまちづくり
- 2 交流による活力あるまちづくり
- 3 安全・安心な（南海トラフ地震等を見据えた）まちづくり
- 4 環境共生のまちづくり
- 5 ひと・コミュニティを育むまちづくり



資料：和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）

歴史的風致に直接関連する基本的な考え方は以下のとおりである。

■交通に関する基本的な考え方

- 1 拠点市街地等を連携する公共交通システムの充実
- 2 自動車へ過度に依存しない交通体系の形成
- 3 多様な交通手段の結節システムの整備
- 4 誰もが出かけられる近隣環境の整備
- 5 市街地中心部再生の根幹となる道路等の整備
- 6 観光資源としての歩行者系ルートの整備
- 7 観光ニーズを支える回遊型交通システムづくり
- 8 地域の連携、情報発信の核となる交通施設づくり

■自然的環境に関する基本的な考え方

- 1 市街地中心部の利便や防災に配慮した公園広場の整備や緑のネットワークの形成
- 2 広域交流の拠点となる公園緑地の整備や特色のある緑地の保全
- 3 風害、延焼、水害等を防ぐ防災機能を有する緑地の保全
- 4 都市の自然環境、郷土景観等の骨格を形成している緑地等の保全と自然環境に配慮した都市施設の整備
- 5 省資源とリサイクルに配慮するまちづくり
- 6 廃棄物の適正処理体制の構築
- 7 農業や里山と調和する循環型まちづくり
- 8 再生可能エネルギーによる地域産業の創造

■景観形成のまちづくりに関する基本的な考え方

- 1 優れた街並み景観を創造するまちづくり
- 2 優れた文化遺産を継承し活用するまちづくり
- 3 優れた自然景観を継承し活用するまちづくり
- 4 地域の特性を活かした住民主体の景観づくり

■協働に関する基本的な考え方

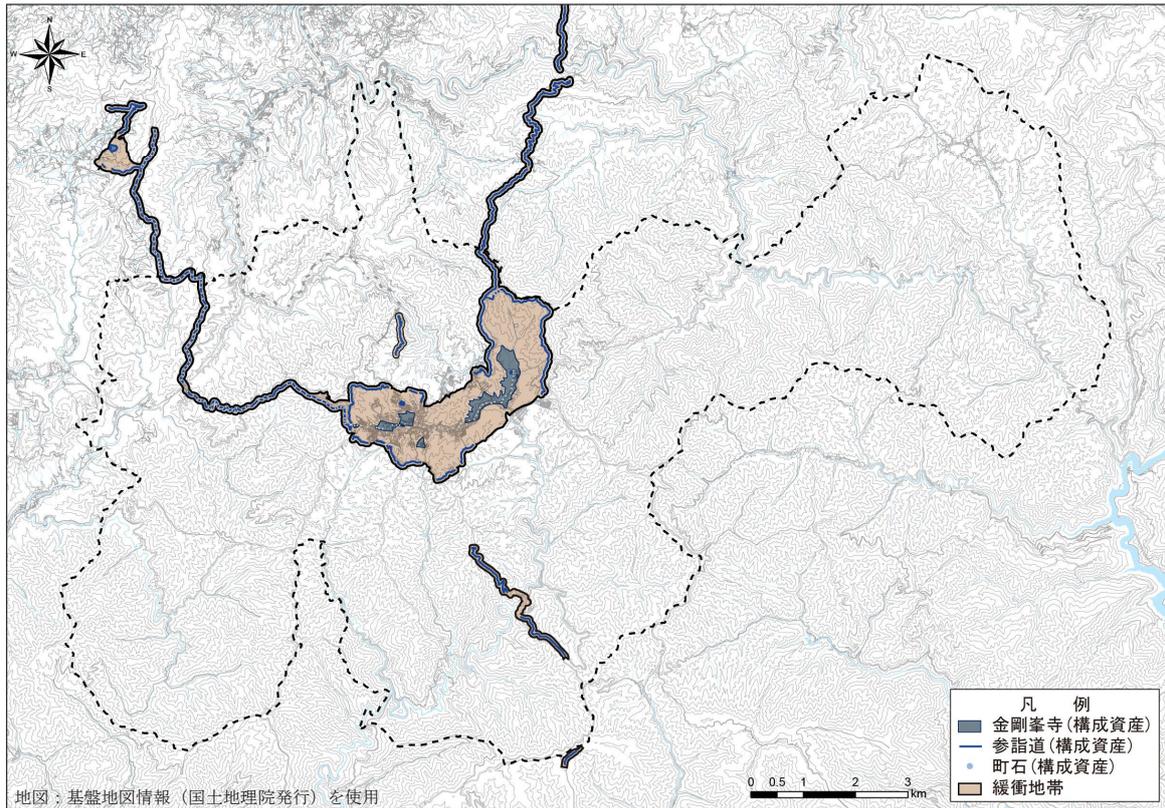
- 1 住民・市町村・県との連携による協働のまちづくり
- 2 地域の個性を尊重した協働のまちづくり
- 3 協働のまちづくりを支える情報通信ネットワークの向上
- 4 協働による安全・安心の確保
- 5 住民によるまちづくりを促す制度の整備
- 6 協働のまちづくりに関わる人材の育成

(5) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画は、平成15年(2003)1月に策定した「世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画に基づき、和歌山県下に所在の構成資産及び周辺環境を適切に保存・管理する上での基体的な方針を、奈良、三重両県と統一性を保ちながら示した計画を策定している。

資産内容		記念工作物	遺跡	緩衝地帯に関する法令等
資産 エリア	資産名称	国内法上の指定状況		
		国宝・重要文化財	史跡	
高野山	金剛峯寺	金剛峯寺不動堂(国宝) 金剛三昧院多宝塔(国宝) 金剛峯寺山王院本殿 金剛峯寺奥院経蔵 佐竹義重霊屋 松平秀康及び同母霊屋 上杉謙信霊屋 金剛峯寺大門 金剛三昧院経蔵 金剛三昧院四所明神社本殿 金剛三昧院客殿及び台所 金剛峯寺徳川家霊台	金剛峯寺境内	文化財保護法(史跡) 自然公園法(国定公園) 高野町景観条例
参詣道	熊野参詣道	小辺路	熊野参詣道	自然公園法(国定公園) 高野町景観条例
	高野参詣道	町石道	高野参詣道	自然公園法(国定公園)
		京大坂道		国有林野の管理運営に関する法律
		不動坂		森林法(保安林)
		黒河道		高野町景観条例
女人道				

世界遺産条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況



資料：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」和歌山県保存管理計画

■図（世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の範囲）を加工

(6) 高野農業振興地域整備計画

高野町の歴史的風致の範囲には、田畑の農業振興地域整備計画の対象となっている農用地が含まれている。富貴地区(71ha)、筒香地区(15ha)及び花坂地区(14.9ha)における計100.9haの農用地について、農用地区域を設定している。

本地域の農用地は、経営規模の零細性に加え、担い手不足、高齢化等により耕作放棄地が顕在化しているが、農業生産基盤の整備開発、農用地の保全、農業従事者の安定的な就業の促進、生活環境施設の整備等により、新規就農の定着化、担い手育成、耕作放棄地の活用を図る。

これらの取り組みにより、農業と基幹産業である観光との連携による産業振興を中心に推進していく。

(ア) 富貴地区

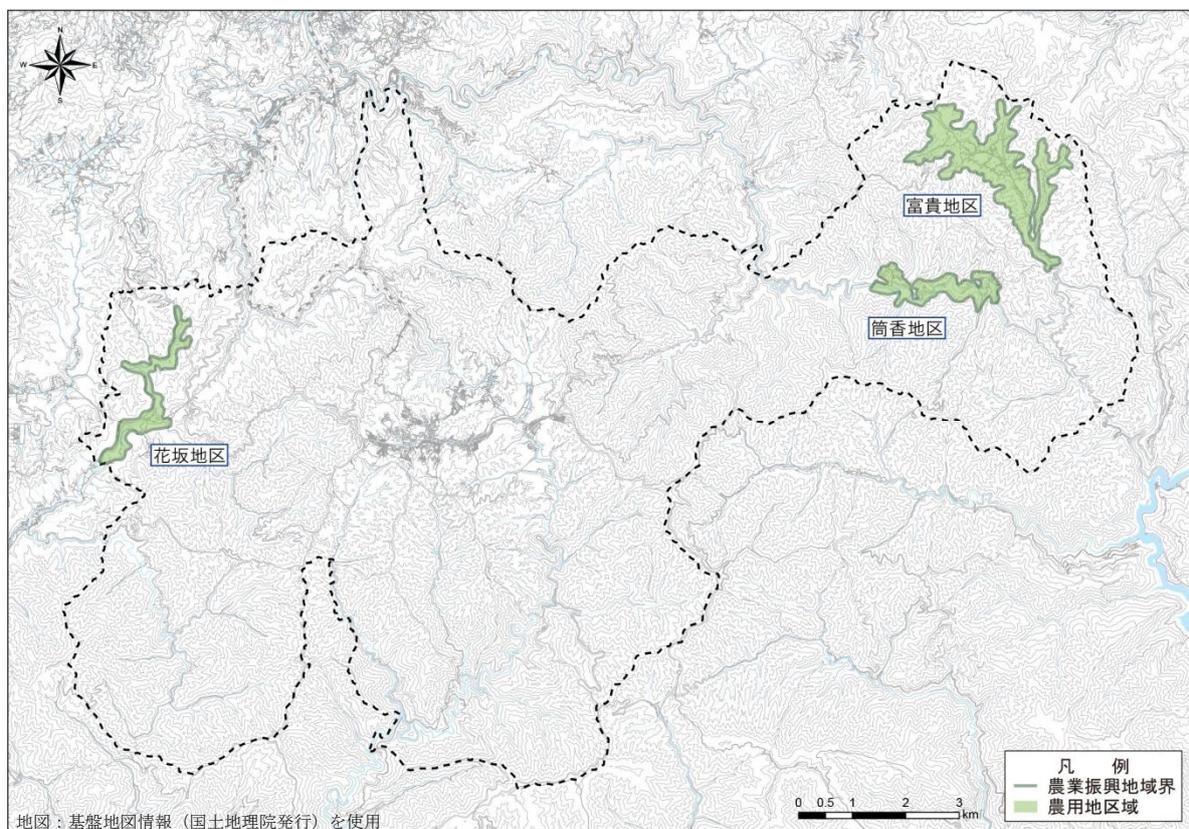
富貴地区は山林が多い。今後、水稻、野菜、花き等地域の条件に合った品目の複合経営を目指す。

(イ) 筒香地区

筒香地区は、丹生川沿いの傾斜地に水田、畑等が散在し、その一部の農地において野菜や苗木等が生産されている。

(ウ) 花坂地区

花坂地区の農用地は、殆どが水田であり、小規模な水田が分散している。



資料：高野農業振興地域整備計画

■高野農業振興地域整備計画図

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物等周辺のまちなみに関する方針

- ①空き家・空き地対策を進め、修景等を適切に行い、まちなみ景観の向上を図る。
- ②高野町景観計画及び各種のまちづくり施策と整合、連携を図りながら電線の地中化や移設、歴史文化に配慮した夜間景観、道路の美装化、良好な水辺空間の形成等を推進する。

(2) 歴史的建造物等の保存・活用に関する方針

- ①高野町の歴史的建造物で、国または県・町の指定文化財または国の登録有形文化財、国の登録記念物は、文化財保護法や和歌山県文化財保護条例（昭和31年和歌山県条例第40号）、高野町文化財保護条例（昭和47年高野町条例第9号）に基づき、今後も保存活用を図る。損傷が進行している指定文化財等については、文化庁や和歌山県教育委員会、有識者の助言、支援を得ながら、適切な修繕を行い、積極的な活用を図る。
- ②指定文化財以外の建造物は、本計画（第7章参照）に基づき、積極的に歴史的風致形成建造物の指定を検討するとともに高野町文化財保護条例に基づく文化財の指定、または文化財保護法に基づく国の登録有形文化財、国の登録記念物の登録を検討し、今後の保存・活用を図る。また、高野町の景観を特徴づけ、かつ、公衆から容易に望見される歴史的建造物は高野町景観条例に基づく景観重要建造物として指定を検討し、保存・活用を図る。これら歴史的建造物の積極的な活用を推進し、町民に対して広く建造物の価値を周知する。
- ③歴史的風致に関係する文化財等の詳細な調査が未実施の箇所については、実態調査を実施し、その成果の記録保存及び情報発信を行う。
- ④損傷が進んでいたり、耐震補強の必要がある歴史的建造物は支援策を講じることで所有者の負担を軽減して保全を図り、所有者や周辺住民等と協働を検討する。
- ⑤本町に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するため、マスタープランの策定に取り組む。

(3) 歴史文化を生かした観光振興等に関する方針

- ①歴史的風致の魅力を示した上で、点と点の移動から面的展開が可能な周遊性と物語性を持った長時間滞在型ルート開発に取り組む。高野山上ルートのブラッシュアップのほか、周辺の集落にも回遊可能なルートを検討する。

- ②平成 30 年（2018）度に開設した高野山観光情報センターが高野町観光のワンストップ拠点としての機能が期待されており、高野町を訪れる人々や町内住民に対して、歴史的風致等に関する情報発信を行い、理解度、満足度を高めるための方法を検討する。



高野山観光情報センター

- ③散策しやすい動線の確保や歩いて周遊できる環境を創出するため、駐車場の再整備やパークアンドライドの利用等により、駐車場利用の不均衡是正を検討するほか、路線バスの利用客乗降に係る時間短縮の工夫等により、渋滞緩和を図る。また、歴史的風致が醸し出す景観に配慮した庭園、休憩所やトイレ等のもてなし拠点整備を図る。
- ④一方で駐車場整備や道路整備等の内容によってはまちなみの一体性を損なうおそれもあり、高野町の歴史的風致を阻害することのないよう、地域と一体となった計画的な維持整備に取り組んでいく。
- ⑤歴史的風致の維持向上につながる案内誘導看板や解説板を設置し、老朽化した看板等は更新を検討する。看板等の設置は、世界遺産に配慮した色彩や形状となるよう計画的な整備を図る。

（4）歴史と文化を守り伝える人々の活動に関する方針

- ①歴史と文化を反映した人々の活動は、担い手の育成や支援に取り組むことにより活動の継承を図る。
- ②祭礼行事や伝統的技術について、その担い手である地域住民の活動継承に対する自負や使命感の醸成を図るため、講演会等のイベントを開催することにより、積極的な参加を促し、地域連帯の再構築を図る。また、映像や文書による記録保存を推進する。
- ③将来の担い手については、地域住民や保護団体への支援を実施することにより、後継者育成、伝承者の育成を図る。特に子どもについて、地区の歴史、祭礼等に触れる機会を創出するほか、地域の歴史や文化に関する理解が図られるようにする。

4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、様々な分野にわたる施策を実施する必要があるため、関係各課室との目的及び情報共有が不可欠である。

従って、本計画の実施、推進にあたり、本計画策定時同様に国や和歌山県の助言、支援を得て、企画公室が事務局を担当し、教育委員会（文化財担当係）及び各事業担当課と庁内横断的に連携を図る。

また、歴史まちづくり法第11条に基づく高野町歴史まちづくり協議会において、本計画の推進や計画変更の協議を行うとともに、高野町文化財審議会とも協議を行い、本計画の円滑な推進を図る。

